

第 1 0 回

総会議事録

日 時	令和6年4月12日(金) 午後1時
場 所	山形市庁舎 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

総会委員名簿

令和5年7月20日現在

出欠	議席	氏 名	役 職 等
出	1	長澤 弘	
出	2	金子 祐一	運営委員
出	3	丹野 菊男	第3ブロック長
出	4	今野 智夫	運営委員
出	5	阿部 芳徳	第2ブロック長
出	6	富田 理恵子	編集委員
出	7	井上 敏嗣	運営委員
出	8	伊藤 博良	第1ブロック長
出	9	森田 誠一	編集委員
出	10	安達 良一	農政委員会委員長
出	11	日下部 洋一	
出	12	推名 俊明	農政委員会副委員長 編集委員
出	13	安孫子 忠善	
出	14	後藤 英治	
出	15	遠藤 紀江	編集委員会副委員長
出	16	川村 栄介	
出	17	鎌水 豊	
出	18	佐藤 清	
出	19	熊谷 智博	第4ブロック長
出	20	石川 富夫	運営委員
出	21	小松 武	編集委員
出	22	丹野 長利	
出	23	丸子 宏	会長職務代理者 編集委員会委員長
出	24	高橋 徳郎	会長

第10回総会（定例）

日 時：令和6年4月12日（金）

午後1時00分から

場 所：山形市役所 10階 委員会開催室

山形市農業委員会

第 10 回総会（定例）次第

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名委員の選出及び書記の任命について

4 議 事

議第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議題 39 号 農用地利用集積計画について

議題 40 号 山形農業振興地域整備計画の変更について

5 報 告

(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出の受理について

(2) 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

(3) 農地法第 5 条の規定による届出の受理について

(4) 農地法第 4 条届出受理通知書の返戻について

(5) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理について

(6) 農地改良完了報告書の受理について

(7) 農地法第 5 条の規定による許可申請について

6 連絡事項

(1) 次回の総会（定例）について 令和 6 年 5 月 13 日（月）

(2) 次回の委員調査について 令和 6 年 5 月 9 日（木）

7 その他

(1)第11回総会（定期）について

(2)令和5年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について

8 閉 会

第10回総会議事録

(令和6年4月12日(金) 市庁舎10階 委員会開催室)

出席委員 24名
欠席委員 0名
開 会 午後1時

事務局	(定足数報告) 在任委員数24名中、出席委員数24名であり、総会は成立しております。 本日の傍聴人はおりません。 (出席推進委員の紹介) 第2ブロック：木村紀男推進委員、第3ブロック：七五三勲推進委員、第4ブロック：石山広義推進委員が出席しています。 議長より開会及び挨拶をお願いします。
議長	(開会及び挨拶)
議長	議事録署名委員の選出、並びに書記の任命についてお諮りします。慣例により、議長より指名させていただくことでご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、議事録署名委員については、14番後藤英治委員、15番遠藤紀江委員にお願いし、書記に岩田係長を任命します。 議事に入ります。 議第36号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	案件は92号から106号までの計15件となります。農地の所在、申請人、申請事由等については記載の通りです。 92号は、大郷地区、新規就農のための所有権移転です。委員調査を実施しております。 93号は、楯山地区、新規就農のための所有権移転です。委員調査を実施しております。 94号は、蔵王地区、市外農家による経営拡張のための所有権移転です。井上委員に委員調査を実施いただいております。 95号は、滝山地区、新規就農のための所有権移転です。委員調査を実施しております。 96号は、大曾根地区、経営拡張のための賃借権の設定で、サクランボを栽培予定です。 97号は、滝山地区、新規就農のための賃借権の設定です。委員調査を実施しております。 98号は、本沢地区、新規就農のための賃借権の設定です。委員調

	査を実施しております。 99 号、100 号は関連案件のため一括して説明します。 99 号、100 号は、滝山地区、同一人による新規就農のための賃借権設定です。委員調査を実施しております。 101 号から 103 号は関連案件のため一括して説明します。 101 号は南山形地区、102 号、103 号は蔵王地区、いずれも同一法人による経営拡張のための賃借権設定です。委員調査を実施しております。 104 号は、明治地区、経営移譲のための使用貸借による権利の設定で、花き、花木を栽培予定です。 105 号は、本沢地区、認定農業者の法人化に伴う農地所有適格法人の新規参入による使用貸借による権利の設定です。委員調査を実施しております。 106 号は、蔵王地区、新規就農のための使用貸借による権利の設定です。委員調査を実施しております。 以上 15 件につきまして、ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	調査委員の報告をお願いします。 92 号について、7 番井上委員報告から報告をお願いします。
井 上 委 員	申請地、申請事由、譲受人は記載の通りです。譲受人は[] [] しています。職業は[] で、農業従事日数は約 200 日、平日は朝晩、また土日・祝日に農業従事するとのことです。[] がおり、[] と一緒に農作業を行いたいとのことです。主な目的は自家用の野菜の栽培でジャガイモ、トマト、白菜などを植えたいとのことです。他に農地は所有していません。機械はミニ耕運機を 1 台所有しており、[] の家に置いています。売買価格は 479 m² で [] です。譲受人は、当該農地の隣にある宅地も同時に取得する予定であり、現在、宅地には住宅が建っていますが、庭木なども全部処分して、新しく家を建てる計画であり、開発許可を申請し順調に進んでいるということです。この宅地を通らなければ、農地に入れない状況になっています。譲渡人の住所、氏名、年齢は議案書記載の通りであり、職業は [] です。営農状況は、譲受人に譲る 479 m² のみです。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	93 号について、同じく井上委員から報告をお願いします。
井 上 委 員	申請地、権利の種類、譲受人は議案書記載の通りです。譲受人の農業従事日数はおよそ 270 日、職業は [] [] を行っているそうです。世帯状況は [] 人であり、[] も 270 日農業従事可能です。農地の使用目的はネギの栽培であり、現在農地は所有していません。農業機械の所有状況は、トラクターと動噴各 1 台です。売買価格は 595 m² で [] 円です。5 年前に

	隣接地にある宅地・建物を購入し、その後今回の申請地の保全管理を任されていたそうです。譲渡人の住所、氏名、年齢は議案書記載の通りであり、職業は[]です。譲渡理由は農業を廃業し、県外へ転出しているためです。経営面積は[]㎡ありますが、他は貸しているそうです。譲受人の自宅の前を通らないと、農地には入れないというような状況にあります。譲渡人から、県外に行くことから買ってもらえないかという話があり、求めることにしたということでした。譲受人の実家は[]であり、[]の手伝いで農作業経験は6年ほどあります。譲受人はネギを植えようとしていますが、ネギ栽培については2年ほど手伝いに行った経験があるということでした。将来的には、ここでのネギ栽培で成功したらさらに農地を求めたいということです。分からないことがあれば農協や隣の農家の方からも、聞くようにしたいということでした。現在の宅地の中に小屋があり、そこにトラクターや農機具が入っております。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく願います。
議 長	94号について、同じく7番井上委員から願います。
井 上 委 員	申請地、権利の種類、譲受人は議案書記載の通りです。譲受人の農業従事日数は250日であり、職業は[]です。世帯状況は、[]名です。農地にはサクランボを植えたいということです。譲受人は[]という直売所を営んでおります。譲渡人が高齢のため、経営を縮小したいということで、購入してもらえないかという話があり、購入することにしたそうです。譲受人は現在、田を[]、畑を[]所有しているそうです。農業機械は耕運機、軽トラック、噴霧器を各1台、草刈り機は2台所有しておりますが、田の方は委託しており、水見や草刈りなどを行っているそうです。出荷については、米は農協出荷、野菜は自分の直売場に持っていくということでした。通作距離は自宅から約10km、車で20分ぐらいかかるそうです。譲渡人の住所、氏名は議案書記載の通りで、職業は[]です。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく願います。
議 長	次に95号について、5番阿部委員から報告願います。
阿 部 委 員	所在、譲渡人、譲受人、申請事由は記載の通りです。場所は日本大学山形高等学校の総合運動場から二、三km山の方に行ったところです。農機具は草刈り機2台、ユンボ1台を所有しています。農作業には譲受人が150日、[]が30日ほど従事するということです。売買価格は総額で[]円です。通作距離は自宅から5.2km、車で約15分です。譲渡人は農業を廃止したいということです。調査の結果許可相当と判断しました。ご審議よろしく願います。

議長	次に 97 号について、5 番阿部委員から報告をお願いします。
阿部委員	所在地、面積は議案書に記載の通りであり、東北芸術工科大学から岩波地区の方へ 2、3 km 登った農地です。借人はやまがた農業支援センターの事業により受入れ農家である[]の[]のもとで 2 年間の農業研修を実施し、認定新規就農者の認定を受けるため申請中とのことです。新規就農に当たり、農地を探していたところ、滝山地区の伊藤委員から当該農地を紹介され、大根やキュウリ等を栽培するということです。農作業は借人が 300 日ほど従事し、[]が 100 日ほど手伝うということです。[]を行っているそうです。借人は、10 年前に[]県から移住し、現在、[]の[]として、週 1 回[]に勤めています。営農指導は、[]や地主から仰ぐということです。農機具は軽トラック、耕運機、草刈り機を所有しています。賃料は 10a あたり []円の総額 []円、通作距離は自宅から 2 km、車で 6 分です。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく願います。
議長	次に 98 号について、6 番富田委員から報告をお願いします。
富田委員	申請人、申請土地、権利種類等については、議案書記載の通りです。借人はやまがた農業支援センターにて 1 年研修を積まれ、認定新規就農者申請中です。貸人である所有者 3 名から、当該地の管理を任されていた方が借人の研修受入れ農家であったことから、当該農地を紹介され、借り受けることとなりました。現場はデラウェアの成木樹園地であり、今期収穫可能な農地で生食用のデラウェアを栽培予定です。借人は数年前から当該農地の作業を手伝っていたこともあり、ハウスの状況や木ごとの特性などをしっかり把握しており、今期が独り立ちの新規就農者ではありますが、安心を感じたところです。当地区の今野委員とも面識があるとのことです。継続して見守りをお願いしたいと思います。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく願います。
議長	次に 99、100 号について、5 番阿部委員から報告をお願いします。
阿部委員	99 号と 100 号をあわせて報告します。2 件とも新規就農、賃借権の設定です。借人は 4 年前から[]で農作業の手伝いを行っています。今回、自分で営農したいという考えから申請を行うに至り、4 月に認定新規就農者の申請もしています。葉大根や白菜を栽培する計画で、1、2 か月のローテーションでうまく栽培していくということでした。農作業には 240 日従事し、出荷は西藏王高原ファームに出荷するということでした。農機具はトラクター、軽トラック、草刈り機を所有しており、トラクターは、近所の農業を廃業した方から譲り受けたそうです。今後、[]を活用し、

議 長	背負い式の動噴 2 台、種まき機を購入する予定です。賃料は、99 号が 10a 当たり 〇〇〇 円で総額 〇〇〇 円、100 号が 10a 当たり 〇〇〇 円で総額 〇〇〇 円です。通作距離は自宅から 5 km です。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。
富 田 委 員	次に 101、102、103 号について、6 番富田委員から報告をお願いします。 まとめて報告します。申請人、申請土地、権利種類は、議案書に記載の通りです。借人は昨年度 11 月、3 月に続いて今回 3 回目の申請となりますが、認定新規就農者の申請中です。農業機械はリースしながら、今年度は 〇〇〇 を活用して田植え機と田植え機のアタッチメント数点を購入予定です。農機具の収納場所は、5 月に引き渡し予定の 〇〇〇 の当該法人事務所敷地内になります。現在は 1 人で農作業をしているようですが、今後農繁期など、必要に応じて人をお願いする予定とのことです。水稻に関しては、地元の上野機械利用組合の機械や力を借りながら自ら行い、畑はカブ、唐辛子などを地元農家や出荷先予定の丸勘の営農指導などを受けながら頑張るそうです。将来的には、農業経営を安定させた上で、農福連携、障がい者の雇用にもつなげたいと語っておられました。今後の頑張りに期待したいと思います。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。
議 長	次に、105 号について、同じく富田委員から報告をお願いします。 申請人、申請土地、権利種類等は、議案書に記載の通りです。今回の申請は、家族経営を法人化したための申請であり、貸出人は、借人である代表取締役の 〇〇〇 です。借人と 〇〇〇 2 人の計 4 人で農業を営み、グローバル GAP も取得しているなど、安定した運営状況がうかがえました。申請人は今後さらに、利用されていない荒れた周辺農地を借り受けて規模を拡大する予定です。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願いします。
議 長	次に 106 号について 7 番井上委員から報告をお願いします。 申請地、権利の種類、借人は議案書記載の通りです。借人は、〇〇〇 の 〇〇〇 で 2 年間研修を行っております。またその間に、山形県立農林大学校の研修部に在籍しておりました。カボチャ、アスパラガス、野菜を主に栽培したいということです。現在、農地は所有しておりません。農業機械の所有状況はトラクター 1 台を所有しており、軽トラック、草刈り機 1 台を所有する予定です。貸人は、議案書記載の通りであり、職業は 〇〇〇 です。通作距離は自宅から 2 km です。現地を見るとかなりの傾斜地で、貸人がブドウを栽培して

	いたようですが、その後整地して、今は20cmまでいかない程度の草が生えていますが、手入れがされている農地でした。土地の登記は細切れに小さくなっておりませんが、ほ場としては広く大きな土地になっているところでした。鳥獣被害が多い所で、近い将来、電気柵や網を張るという計画を立てております。また、竹林もあり、それが畑の方にはびこってくるため、倒して肥料にしようと頑張っているところでした。指導は■■■■の方をお願いしているということです。将来、この地区で成功すれば、直売所や市場に持っていきたいと話していましたが、鳥獣被害や傾斜がちょっと強い場所なので、厳しいのではないかと尋ねたところ、いろいろ試してみたいと話していました。また申請地の上の方にある水田も借りる予定をしているようで、この土地で頑張っていきたいという考えを持っている方でした。その考えが非常に印象に残っており、この人ならやれるのではないかと考えております。貸人も高齢ではありますが、借人のために一緒に手伝うような心づもりもあり、アドバイスなどをしてくれるのではないかと考えております。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	ただいまの説明に対して皆さんから質問、意見はありませんか。
丹 野 委 員	101、102、103号について、先ほどの報告だと、水稻がメインの話だったのですが、現況が畑の場所も水稻を作付するということなのですか。
富 田 委 員	片谷地の畑に関しては、水稻ではなく、カブや唐辛子等を栽培予定と聞いております。
今 野 委 員	関連ですが、前回、私も調査したのですが、蔵王上野の田を見てきましたか。草の状況はどうでしたか。
富 田 委 員	現況を見てきましたが、何年か使われていないよだということでしたが、思ったほどは荒れてはいませんでした。
今 野 委 員	数年荒らしているということだったので、すぐ田にするには難しい状況であると思いますが、意欲はあると判断し、前回も良いのではないかと話になったのです。農地をどんどん増やしているという印象がありますが、実績がまだゼロなので、しっかりと見ていかなければならないのではないかと思います。蔵王地区の委員からもしっかりと見てもらわなければならないのではないかと思います。 それから別件ですが、97号の借人ですが、本沢地区に農地を賃借したいということで紹介しました。106号の借人と同じ■■■■の■■■■で研修を行っていたということで、有機栽培を行おうとしているのですか。

阿 部 委 員	97 号の借人は有機栽培を行うという話でした。
今 野 委 員	■■■■■は、有機栽培に積極的に取り組んでいるのですか。
富 田 委 員	■■■■■は有機栽培に力を入れていて、山形市などでも宅配等を行っています。流通などの面では成功されている方であり、そこで研修されたのだと思います。
今 野 委 員	農業委員がしっかりと見ていかなければならないと思います。荒らしてしまう可能性もあり、除草もしっかりできない、ただ作りっぱなしということになると、近隣の方に迷惑をかける可能性もあるためしっかりと見ていく必要があるのではと思いました。
事 務 局 長	97 号の借人に関して、滝山地区の■■■■■さんという鶏卵と有機農法により蔬菜を作っている方がいて、その方のところで、指導を受けながら作っているということを、たまたま先週お会いしたときに話を伺いました。地元の農家の方の指導も受けながらやっているようです。
議 長	今野委員からも発言がありましたように、有機栽培というのは今後行っていかななくてはならないということもあり、注視していく必要があるということだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。 他にございませんか。無いようでしたら、出席している推進委員の方々からも、ご意見をいただきたいと思います。 木村推進委員お願いします。
木 村 推 進 委 員	新規就農の方がたくさんいるのだなと見ていて感じました。新規就農者で今は小規模のところも、今後、自立ということになっていくのではないかと思いますので、経営内容の把握や栽培する農作物についても情報収集して対応していかなければならないと感じました。
議 長	続いて、七五三推進委員お願いします。
七 五 三 推 進 委 員	新規就農者がたくさんいらっしゃる中で、私も果樹を栽培しているのですが、本沢のデラウェアの園地を借りて、若い人が産地である本沢のデラウェアを守っていこうとしている。こういう若い方が一人でも多く出るような環境にしたいと思いました。
議 長	石山推進委員お願いします。
石 山 推 進 委 員	意欲的な新規就農者がたくさんいるのだなと改めて感じました。有機農法を取り入れるということで、すごく期待したいと思いました。
議 長	ありがとうございました。それでは、お諮りしたいと思います。議第 36 号について、許可することに異議ありませんか。

議 長	(異議なしの声あり) 全員異議なしと認められますので、議第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請については、許可することに決します。 次に進みます。 議第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	内容は、7 号の 1 件で、農地の所在、申請人、申請事由等については記載の通りです。 7 号は、飯塚地区、長屋の建築です。第 2 種農地相当と判断しております。以上につきまして、ご審議の程よろしくをお願いします
議 長	ただいまの説明に対しまして、皆様、質問意見等はありませんか。 (質問・意見なし)
議 長	無いようですので、お諮りします。 議第 37 号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認め、議第 37 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について、許可することに決します。 次に進みます。議第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事 務 局	内容は、91 号から 98 号までの 8 件です。 91 号は、金井地区、所有権移転により一般住宅を建築するものです。第 2 種農地相当と判断しています。 92 号は、出羽地区、使用貸借による権利設定で一般住宅を建築するものです。第 2 種農地相当と判断しています。 93 号は、榎沢地区、所有権移転により特定建築条件付き売買予定地による宅地分譲 12 区画を整備するものです。委員調査を実施しています。 94 号は、金井地区、所有権移転により特定建築条件付き売買予定地による宅地分譲 1 区画を整備するものです。第 1 種農地相当と判断しております。 95 号は、榎沢地区、使用貸借による権利設定で、転用目的は一般住宅の建築です。第 2 種農地相当と判断しています。 96 号は、金井地区、所有権移転により一般住宅を建築するものです。第 1 種農地相当と判断しています。 97 号は、蔵王地区、所有権移転により駐車場を整備するものです。

議 長	委員調査を実施しています。 98号は、楯山地区、使用貸借による権利設定で、転用目的は隣接する宅地と併用しての農家住宅の建築です。既存の住宅敷地を拡張し農家住宅を建て替えるものです。第2種農地相当と判断しています。以上の8件につきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。 それでは調査委員の報告をお願いします。まず93号について、5番阿部委員からお願いします。
阿 部 委 員	所在、面積、申請人、申請事由等は記載の通りです。場所は[REDACTED]が当該地になります。譲受人は事業収益を上げるために、市内砂塚地区で宅地分譲を計画しました。当該地は教育施設、商業施設が近隣にあり、県道にも近く、交通の便も良いため、利便性の高い住環境を提供できると考え、計画地として選定したということです。申請地の他に代替できる土地もないことから、やむを得ないと認められます。当該許可は、建築を条件とするものです。申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で土地改良事業が施行されていることから第1種農地と判断しました。被害防除対策は、汚水・生活雑排水は公共下水道、雨水は地下浸透です。開発許可は見込みありとのことです。最上川中流土地改良区からの意見書を確認しており、道路法24条許可については事前協議済みです。土地取得費は[REDACTED]円で、1㎡当たり[REDACTED]円、1坪当たり[REDACTED]円です。土地造成費は[REDACTED]円です。建築費は12棟で[REDACTED]円、総事業費が約[REDACTED]円になります。1棟当たりの売買価格は、土地建物込みで[REDACTED]円と想定しているということです。現地を確認したところ、該当地の南側にラ・フランスの果樹園があり、後ろの建物と近接することになるため、防除のときなど風向きによっては家にかかる恐れがあります。また、早朝からの騒音もあると思われるため、トラブルにならないようにということを強く申し入れました。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。
議 長 井 上 委 員	次に、97号について、7番井上委員から報告をお願いします。 譲受人は議案書記載の通りであり、使用目的は駐車場です。譲受人は申請地に隣接する場所で、農産物の直売所を営んでいる法人です。事業拡大で店舗を拡張したことにより、敷地内に駐車場を確保できなくなってしまう、今は近くにある[REDACTED]の駐車場を借りている状況です。そこで今回、従業員用、社用車用及び来客用駐車場を整備するとともに、キッチンカーなどで軽食を提供できるようなイベント用スペースを併せて計画しました。店舗駐車場のため、敷地が隣接していることが必要と考え、隣接所有者に相談したところ、承諾を得られたため申請に至っています。駐車台数は既存の駐車場も合わせて来客用が42台、従業員が10台、社用車用が4台、それからキッチンカー

	などのイベントスペースとして10m四方の計画になっています。被害防除対策は、汚水や生活雑排水は排出なし、雨水は地下浸透です。土地取得費は■■■■円、土地造成費は■■■■円です。龍湖土地改良区からの意見書もあります。調査の結果、許可相当と判断しました。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	ただいまの説明に対して皆さんご意見ありませんでしょうか。
石 川 委 員	93号ですが、南側にラ・フランス畑があるということですのでけれども、栽培者と話はしたのででしょうか。
阿 部 委 員	近隣に説明しているということでした。
金 子 委 員	関連があるので申し上げたいと思うのですが、この場所はラ・フランス畑にかなり密接しております。ラ・フランスは年16回ぐらい消毒をしないとやはりトラブルが起きる恐れがあるのではないかと思います。その辺どうなのかお聞きしたいと思います。
阿 部 委 員	現地調査の時に、隣の方には話はしているのですよねと聞いたところ、説明しているということで、承諾を得ているという認識でいます。
金 子 委 員	わかりました。地元の農業委員としては、注意深く見ていきたいと思えます。
議 長	他にありませんか。無いようですのでお諮りします。議第38号について、許可することに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	全員異議なしと認めます。議第38号 農地法第5条の規定による許可申請について許可することに決します。 次に進みます。議第39号 農用地利用集積計画について、事務局の説明を求めます。なお、議案中、3番丹野菊男委員、10番安達委員、11番日下部委員に関する案件がありますので、3名の委員については、議事の参与を控えていただきます。
事 務 局	この度は、令和6年1月受付分の農地中間管理事業による利用権設定です。地目別設定面積、作物別設定面積等の内訳は記載の通りです。面積は計127万3,548㎡です。農地中間管理機構が借り受けと同時に貸し付けを行うもので、農地の所在、貸人、借人等、内容は記載の通りです。農地中間管理機構の借受けが1号から163号までの163件、農地中間管理機構からの貸付けが164号から273号までの110件となっています。申請件数は合わせて273件で、所有者と実質的な借人の貸し借りは172件です。なお、山形市の農用地利用集積計画の公告日

		は、4月25日木曜日の予定です。以上につきまして、ご審議の程よろしく願いいたします。
議	長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等はありませんか。 (質問・意見なし)
議	長	それではお諮りします。議第39号について、適当であるとするに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	全員異議なしと認め、議第39号 農用地利用集積計画について、適当であるとの意見に決します。 次に進みます。議第40号 山形農業振興地域整備計画の変更について、事務局の説明を求めます。
事 務 局		変更内容は、農業施設用地への用途変更1件、農用地区域への編入2件、農用地区域からの除外4件で、これらの変更について、市長より意見を求められています。 「農業施設用地への用途変更」1号は滝山地区、鶏舎建築のための農業用施設への用途変更です。 「農用地区域への編入」1号は出羽地区、農家分家住宅建築の計画中止による農用地区域への編入です。 2号は西山形地区、優良田園住宅建築の計画中止による農用地区域への編入です。 「農用地区域からの除外」1号は出羽地区、農家分家住宅建築のための除外です。 2号は出羽地区、事業所の従業員駐車場拡張のための除外です。 3号は滝山地区、建設発生土および改良土のストックヤード拡張のための除外です。 4号は大郷地区、農家分家住宅建築のための除外です。 以上の7件に関する農業振興地域整備計画の変更に対する農業委員会の意見について、ご審議の程よろしく願いいたします。
議	長	ただいまの説明に対し、皆さん質問・意見等はありませんか。 (質問・意見なし)
議	長	それではお諮りします。議第40号について、適当であると認めることに異議ありませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	全員異議なしと認め、議第 40 号 山形農業振興地域整備計画の変更について、適当であるとの意見とすることに決します。 これで議事を終了します。 次に、報告事項について、事務局から報告願います。
事 務 局	報告事項（１）、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理については、272 号から 290 号まで 19 件を受理しております。 報告事項（２）、農地法第 4 条届出書の受理については、21 号、1 件を受理しております。 報告事項（３）、農地法第 5 条届出書の受理については、45 号から 49 号まで 5 件を受理しております。 報告事項（４）、農地法第 4 条届出書受理通知書の返戻については、1 件について受理しております。 報告事項（５）、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の受理は、195 号から 237 号まで、43 件を受理しております。 報告事項（６）、農地改良完了報告書の受理については、9 号、10 号の 2 件を受理しております。 報告事項（７）、農地法第 5 条の規定による許可については、73 号から 78 号の 10 件について許可書を交付しております。
議 長	次に 6 連絡事項について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（１）次回の総会（定例）について：令和 6 年 5 月 13 日（月） （２）次回の委員調査について：令和 6 年 5 月 9 日（木） 調査委員は、8 番伊藤博良委員、9 番森田誠一委員となります。
議 長	次に 7 その他 について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（１）第 11 回総会（定期）について （４月 25 日開催予定の第 11 回総会のスケジュールについて説明。） （２）令和 5 年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について （資料に基づき説明。活動記録簿の「農業委員会による点検・評価」欄の「総会で出された意見」について、配付した用紙に記入の上、4 月 25 日までの提出を依頼。） （３）その他 （事務局の配置図・事務分担・ブロック担当について、資料に基づき説明。）
議 長	他にありませんか。何もないければ、これで第 10 回総会を終了します。 （閉会午後 2 時 34 分）

以上、議事の内容を記録し相違ないことを認め署名します。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員

